

滞納すると大変なことになるります

滞納処分とは

町税や保険料などには納期限があります。それを過ぎると滞納となり、督促状や催告書を送付するとともに、直接訪問などを行い、納付してもらうよう努めています。

それでも納付されない場合には、滞納処分を行うこととなります。滞納処分とは、その人の財産（給与、預貯金、不動産など）を差し押さえ、その差し押さえた財産を取り立てたり、公売などによって売却したりして、町税などの滞納金を回収することです。

「差押えはしないだろう」 それは甘い考え

各市町村は、差押えを行うことに慎重でしたが、近年、滞納に対して厳しい処分を行うようになってきています。「差押えはしないだろう」はもう通用しません。

本格的な滞納整理へ 『徴収対策室』を設置しました

これまで町では、介護保険料や保育料などの徴収業務は、担当課ごとに行っていましたが、今後は滞納を総体的に把握し、早期に納付の交渉をしていくとともに、差押えを強化するため、7月1日から新たに『徴収対策室』を設置し、窓口の一本化と担当職員の増員を図りました。

○町が行った差押え件数（平成19～21年度）

種類	件数	合計 114件
給料	8件	
預貯金	12件	
不動産	86件	
その他	8件	

「財産がないから大丈夫」 それは違います

「財産がないから大丈夫」とは言えません。支払いを受けている給与や年金、日ごろ利用している自動車なども財産の一つです。

町では、財産調査として給与調査を行うことができます。給与調査は、給与を差し押さえるため、勤務先に直接給与額を照会する調査です。他にも預貯金や生命保険の調査があります。

また、生活必需品以外の家財（テレビ、パソコンなど）を差し押さえ、「インターネット公売」を実施する市町村も増えており、町でも平成20年度に実施しました。

財産調査や滞納処分に 本人の同意は必要ありません

財産調査や滞納処分は、法律により、事前に滞納者の了解を得ることなく行うことができます。

勤務先や金融機関などに調査、照会をするため、差押えにいらなくても、社会的な信用に影響を与える場合があります。

意外に高い延滞金

町税などは納期限内に納付しないと、その翌日から年14.6%（納期限後1か月は上限7.3%）の割合で延滞金が加算されます。これは、地方税法で定められた率で、金融機関のローンなどの金利よりもかなり高く設定されています。例えば、10万円の税金を納期限から1年間放置すると、本税額にプラスして、13,700円の延滞金を納付しなければなりません。なお、「延滞金をまけて欲しい」とのお問い合わせがありますが、それはできません。

また、納期限をついつい忘れてしまう、仕事が忙しくて納付する時間がないという人には、口座振替や、土日・祝日・夜間も郵便局のATMで納付できる郵便払込取扱票のご利用をお勧めします。

滞納処分だけではありません

国民健康保険料の滞納が続くと、本来の保険証ではなく、有効期限の短い保険証になったり、滞納が解消するまで医療機関などの窓口での医療費の支払いを、一時的に10割負担してもらったりすることになります。また、水道料金の滞納が続けば、給水停止処分になります。

このほか、平成20年2月には、悪質な滞納者を【特定滞納者】として、行政サービスなどの利用を制限することができる条例も制定しました。

納められない場合は納税相談を

町税や保険料などを滞納している人の中には、病気、失業、事業不振など、やむを得ない理由で、納めることができない人もいます。特別な事情がある場合は、分割納付などもありますので、まずは徴収対策室に相談してください。

◆問い合わせ◆

徴収対策室 内線292～296、452、453